

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年9月16日
【会社名】	株式会社リプロセル
【英訳名】	ReproCELL Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横山 周史
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番11号
【電話番号】	045-475-3887(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 片山 浩美
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番11号
【電話番号】	045-475-3887(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 片山 浩美
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 335,880,000円(見込額)
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	400,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。1単元の株式数は100株となっております。

- (注) 1. 平成26年9月16日開催の取締役会決議によります。
2. 平成26年8月4日から9月2日の当社普通株式の1日当たり平均出来高が302,095株となり、「(募集又は売出しに関する特別記載事項) (包括的新株発行プログラムの内容等) (4) 新株式発行プログラムの概要 割当単位の変更」の記載に基づき割当停止の水準にありますが、平成26年9月8日から平成26年9月12日の1日当たり平均出来高は1,014,040株と推移し、足元の出来高の急回復を踏まえ、第3 - a回及び第3 - b回割当に対してそれぞれ400,000株の割当を行う予定であります。
3. 振替機関の名称及び場所
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	400,000株	335,880,000	167,940,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	400,000株	335,880,000	167,940,000

- (注) 1. 募集は第三者割当の方法によります。
2. 上述の発行価額の総額及び資本組入額の総額は、本届出書提出時における株価を基にした見込額であり、実際の金額は本第三者割当増資の発行価格及び資本組入額の決定に関する取締役会決議(以下「割当決議」といいます。)の日の前営業日における株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社株式の終値を基に決定される予定です。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は167百万円を予定しておりますが、実際の金額は割当決議の日の前営業日における株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社株式の終値を基に決定される予定です。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)3	未定 (注)3	100株	平成26年10月6日 (注)3	-	平成26年10月6日 (注)3

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 当社は割当予定先との間で、本新株式にかかる買取契約を締結する予定です。払込期日までに、割当予定先との間で買取契約を締結しない場合は、本新株式の発行は行われなないこととなります。
3. 発行価格及び資本組入額につきましては、「(募集又は売出しに関する特別記載事項) (1) 包括的新株発行プログラムの概要」に記載のとおり、別途、個別の取締役会決議により決定する予定です。発行価格は割当決議の日の前営業日における株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社株式の終値の90%とする予定です。また、発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。なお、本第三者割当増資の発行価格及び資本組入額の決定に関する取締役会決議に際して申込期間及び払込期日を変更する必要があるが生じた場合、本届出書を取り下げたうえで新たに有価証券届出書を提出することがあります。
4. 申込方法は、買取契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社リプロセル 経営管理部	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番11号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 新橋支店	東京都港区新橋一丁目10番6号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
335,880,000	3,092,800	332,787,200

- (注) 1. 上述の払込金額の総額は、本届出書提出時における株価を基にした見込額であり、実際の金額は割当決議日の前営業日における株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社株式の終値を基に決定される予定です。
2. 発行諸費用の概算額は、「(募集又は売出しに関する特別記載事項) (1) 包括的新株発行プログラムの概要」に記載の一連の新株発行プログラム(割当可能株数3,200,000株、以下「本プログラム」といいます。)全体に要する発行諸費用の概算額の8分の1に相当する金額です。なお、本プログラム全体の差引手取概算額は2,538,457,600円です。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 諸費用の内訳は、登録免許税、弁護士費用等が含まれております。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定期間
海外販路及び国内外の研究開発分野拡大のための資本・業務提携、M & A関連費	1,534	平成26年6月から 平成28年3月まで
その他運転資金	1,004	平成26年6月から 平成31年1月まで

(注) 「(2)手取金の使途」の記載は、本プログラム全体に基づく手取金の使途について記載しております。(本プログラムの詳細については、(募集又は売出しに関する特別記載事項)を参照してください。)

(募集の目的及び理由)

当社は、下記「(資金調達のための目的)」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました。下記「(募集又は売出しに関する特別記載事項) (2)本プログラム導入の理由(メリット)」に記載されるように、本プログラムは機動的な資本調達枠の確保、株主価値の希薄化抑制や将来の株価上昇局面における資金調達実行という観点から当社として最良の選択と判断し、本新株発行により資金調達を行おうとするものであります。

(資金調達の目的)

当社は、ヒトiPS/ES細胞の技術を基盤としたiPS細胞事業と臓器移植に係わる臨床検査事業の2事業を展開しております。第11期(平成25年3月期)には、設立以来初の黒字化を達成し、平成25年6月に大阪証券取引所JASDAQ市場(現 東京証券取引所JASDAQ市場)に上場いたしました。当社の主力事業であるiPS細胞事業は、研究試薬製品と細胞製品の2つの製品群で構成されております。

研究試薬製品は、ヒトES/iPS細胞の研究に用いる研究試薬類であり、具体的には、大学や研究所における研究用途として培養液、剥離液、凍結保存液などを製造販売しております。上場後の平成25年7月には、再生医療応用を目指した新たなヒトES/iPS細胞培養液「ReproXF」(*1)を、平成25年12月には、臍帯血移植への応用を目指した新たな培養液「ReproHSC」(*2)を発売し、製品ラインナップを増やしております。

一方の細胞製品は、ヒトiPS細胞から分化(変化)させて作製した機能細胞であり、主に製薬企業において新薬候補化合物の薬効試験や毒性試験に使用する細胞を製造販売しております。具体的には、製薬企業でのニーズが高いiPS細胞由来の心筋細胞、神経細胞、肝細胞の3種類を販売しておりますが、これらはいずれも当社が世

界で初めて上市に成功した製品になります。さらに、平成25年11月からは、カスタムメイドの疾患モデル細胞として「ReproUNUS」(*3)を新たにラインナップに加えております。

このように、上場時の公募増資により確保した資金を用いて、iPS細胞事業を順調に拡大しております。当社のiPS細胞事業は、既存の研究試薬及び創薬応用の領域に留まらず、将来的にはテーラーメイド医療、再生医療への展開を目指しております。このような中、国際的にiPS細胞及び再生医療の研究開発及び事業化が進み、さらに国内でも法整備が進むなど事業環境が変化しております。こうした流れを踏まえ、当社は株式会社新生銀行と共同でベンチャーキャピタルファンド「Cell Innovation Partners, L.P.」を平成26年3月に設立し、本ファンドを通じて国内外のiPS細胞・再生医療関連のバイオベンチャーへの成長資金の提供を行うことで、当社のiPS細胞、再生医療分野の事業化の加速と競争力の強化を図り、次世代の創薬・医療ビジネスの創造に貢献していきたいと考えております。

平成24年12月に京都大学の山中伸弥教授がiPS細胞の発明によりノーベル医学生理学賞を受賞されたことを受け、国内においては、iPS細胞技術や再生医療が政府の成長戦略の柱の1つとして位置づけられ、研究資金のバックアップもより強固なものとなっています。当社においても、平成25年10月には、横浜市・神奈川県・川崎市が推進する京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区に、当社の本社及び研究所の所在地である新横浜地区(株リプロセル)が新たに指定され、今後、規制の特例措置や財政・金融上の支援を受けることが可能になります。法整備に関しては、平成25年11月に薬事法の改正や再生医療安全性確保法が成立したことで、より再生医療の実現が加速できる体制が整いました。さらに、平成27年3月期より、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の研究開発プロジェクト「再生医療の産業化に向けた細胞製造・加工システムの開発」に当社が委託先として参加することが採択され、京都大学等のアカデミアおよび企業との連携の中で、再生医療の事業化に向けた取り組みを積極的に推進してまいります。

また、再生医療の分野は、社会的な関心も高く、成長性の高い新市場として、競合企業の新規参入も予想されます。一方、海外においても、米国、欧州、さらには中国、インド等でも、iPS細胞技術や再生医療の分野の研究開発及び事業化が加速しております。

このように国内及び海外においてiPS細胞及び再生医療の研究開発及び事業化が進み、さらに国内で法整備が進むなど事業環境が変化する中、当社としては、当社の新たな成長戦略として、グローバル化を更に加速し事業を拡大するとともに、新たに再生医療分野への研究開発を前倒して進めたいと考えております。グローバル化に関しては、自社拠点による販路拡大のみならず、米国・欧州の会社との協業あるいは事業買収を行う予定です。これにより、製品ラインナップの更なる拡充及び販路のグローバル化を行い、事業を拡大します。また、再生医療に関しては、iPS細胞や臍帯血(造血幹細胞)を用いた再生医療に関する製品化の研究開発を当初の計画より先行して実施する予定です。臍帯血に関しては、体外増幅技術の開発に成功しており白血病治療等への応用を予定しています。

当社は、長期的に安定した財務基盤を維持し、将来の資金需要を見据えた機動的な資金調達手段を確保しつつ、かつ既存株主の利益を十分に配慮した資金調達が必要であると判断し、平成26年1月27日付でメリルリンチ日本証券株式会社を割当先とする行使価額修正条項付き第9回新株予約権(以下、「本新株予約権」)を発行してあります。もっとも、本新株予約権に係る調達資金の差引手取り予定額は10,004百万円となっておりますが、株価が本新株予約権の下限行使価額を下回って推移し平成26年6月11日までの最終的な調達額が2,394百万円に留まる中で、行使期間の満期である平成28年1月27日までに株価が下限行使価額を下回ったまま推移し、当初想定した金額の調達が困難となると懸念してあります。こうした状況下、当社と割当予定先であるドイツ銀行ロンドン支店とのあっせんを行うドイツ証券株式会社から、本新株予約権による資金調達が進まない状況を打開するための提案を受け、他の資金調達手法とも比較した結果、これに応じる判断を下したものです。これにより、資金調達の目的が立ったため、当社は、会社法及び募集事項の定めに基づき、平成26年6月11日付でメリルリンチ日本証券株式会社に対して本新株予約権の取得(買戻)を通知し、同月26日をもって、本新株予約権を取得(買戻)したうえで、速やかに消却いたしました。なお、本新株予約権による調達額2,394百万円は海外販路及び国内外の研究開発分野拡大のための資本・業務提携、M&A関連費に充当する予定であります。まずは、当社が平成26年5月26日に発表した「BioServe Biotechnologies, Ltd.社の株式取得(子会社化)に係る基本合意書締結に関するお知らせ」及び「Reinnervate Limited社の株式取得(子会社化)に係る基本合意書締結に関するお知らせ」に記載した株式取得の資金として順次充当する予定です。

今回の資金調達は、本新株予約権による資金調達が進まない状況を打開すべく、当社と割当予定先であるドイツ銀行ロンドン支店とのあっせんを行うドイツ証券株式会社の提案を契機として検討されたものです。本新株予約権で見込んでおりました未調達額のうち、研究開発の加速と競争力を高めるために必要とされる金額を充足することを目的としており、当社の中長期的な企業価値を向上させ、既存株主の皆様の利益に資するものであると判断してあります。なお、本新株予約権による調達資金の使途として見込んでおりました「国内外における研究開発・生産拠点の設立及び設備投資費、研究開発費」につきましては、今回の調達資金の使途に含めず、下記「(手取金の具体的な使途)」に記載のとおり、「海外販路及び国内外の研究開発分野拡大のための資本・業務提携、M&A関連費」と「その他運転資金」にのみ充当する予定です。

なお、平成26年6月11日開催の当社取締役会において決議しました第3回割当の株式の発行につきまして、平成26年9月8日付で「米国会社ReproCELL USA Inc.によるStemgent, Inc.の一部の事業(iPS細胞事業)譲受並びにReproCELL USA Inc.の商号変更に関するお知らせ」(以下、該当する事業譲受の事案を本譲受といたします)を発表したことにより、「(募集又は売出しに関する特別記載事項)(包括的新株発行プログラムの内容等)(4)新株発行プログラムの概要 割当制限事由(e)当社が本新株式の発行に重大な影響を及ぼし得る事項の公表を行った日から2営業日以内である場合」に該当したため、平成26年9月8日付をもって既提出の有価証券届出書の取り下げを行い、この度、新規の届出書を提出するものであります。また、こうした割当制限事由に該当するタイミングで当社が本新株式の発行に重大な影響を及ぼし得る事項の公表を行うこととなった背景については、次の通りであります。事業の譲渡・譲受の交渉プロセスは双方の合意の積み上げによって進められる性質上、本来的に最終合意のタイミングをコントロールすることは困難なことであり、本譲受の交渉においても当社の事業促進のために最善を尽くした結果、本タイミングにて最終合意に至ったものであります。本譲受の詳細につきましては平成26年9月8日付で当社より発表し、本有価証券届出書の添付文書として添付しました「米国会社ReproCELL USA Inc.によるStemgent, Inc.の一部の事業(iPS細胞事業)譲受並びにReproCELL USA Inc.の商号変更に関するお知らせ」をご参照ください。

(*1) ReproXF

当社が平成25年7月に製造販売を開始した動物由来成分を含まないヒトiPS細胞/ES細胞用の培養液。安全性の高い培養システムを構築することで将来の再生医療への応用が可能。

(*2) ReproHSC

日産化学工業株式会社との共同開発により平成25年12月から製造販売を開始した造血幹細胞用の培養液。将来の白血病の臍帯血移植への臨床応用が可能。

(*3) ReproUNUS

タカラバイオ株式会社との協業により平成25年11月に作製を開始したカスタムメイドのiPS疾患モデル細胞。遺伝子改変技術を用いて様々な遺伝子(疾患関連遺伝子を含む)をiPS細胞に導入し、さらに心筋、神経、肝臓などの様々な細胞に分化させることで、アルツハイマー病神経細胞等の様々な疾患モデル細胞の提供が可能。

(手取金の具体的な使途)

海外販路及び国内外の研究開発分野拡大のための資本・業務提携、M & A 関連費

当社は、ヒトiPS/ES細胞の技術を基盤としたiPS細胞事業を基幹事業としております。当社中期経営計画では細胞製品のグローバル展開を最優先事項としており、大手製薬メーカーが集積する米国、欧州において販売拡大を進めるためには、技術的なサポートを高め、製薬メーカーのニーズに合ったサービスを提供することが重要と考えております。このため米国及び欧州地域の販売基盤強化を図るため、当社が平成26年5月26日に発表した「BioServe Biotechnologies, Ltd.社の株式取得(子会社化)に係る基本合意書締結に関するお知らせ」及び「Reinnervate Limited社の株式取得(子会社化)に係る基本合意書締結に関するお知らせ」に記載したように、外国企業の株式を取得するなど、複数のライフサイエンス関連企業を対象として1社あたり5億円から20億円規模の資本・業務提携、M & Aを積極的に推進していく予定です。また、当社の研究開発は、アカデミアの技術シーズと関連メーカーのオープンイノベーションにより製品開発を推進しており、今後は、再生医療分野の研究開発活動を効率的に実施するために、当社の既存事業とシナジーが見込める分野における優秀な技術を有する他社との業務提携により、研究開発の加速化と競争力の強化を図ります。

その他運転資金

ライフサイエンス分野においては、企業あるいは製品への信頼度や認知度を高める手段として、学会や展示会等への積極的な参加、アカデミアの論文掲載が最も有効であります。今後5年間で、国内外で開催される学会や展示会への参加並びに国内外の複数のアカデミアとの共同研究を行う際の研究資金及び当社製品の無償提供に約5億円を充当し、当社製品を使用した論文の掲載を積極的に実施することで、国内のみならず海外においても当社及び当社製品の信頼度や認知度を高め、販売促進の加速化を図ります。また、残りの資金(約5億円)は上記の他社との業務提携に伴い必要となる運営費用に充当する予定であります。

(注1) 計画した他社との資本・業務提携、M & Aが不調に終わった場合には、当社は、本新株発行により調達した資金を、自社で海外販路及び国内外の研究開発分野拡大を推進するために活用いたします。また、計画していた調達額が減少した場合には、資本・業務提携、M & Aの計画・手法について再検討を行います。

(注2) 第9回新株予約権(第三者割当て)による調達額2,394百万円は「海外販路及び国内外の研究開発分野拡大のための資本・業務提携、M & A 関連費」に充当する予定であります。

(注3) 本プログラム全体の差引手取概算額は2,538百万円であり、手取金の使途「海外販路及び国内外の研究開発分野拡大のための資本・業務提携、M & A 関連費」は60.4%を構成し、「その他運転資金」は39.6%を構成します。本第三者割当により調達する差引手取概算額332,787千円の使途はこの構成比に基づき、には201,003千円を、には131,783千円を充当する予定です。それぞれの支出予定期間は上記の記載に準じます。

(募集又は売出しに関する特別記載事項)

(包括的新株発行プログラムの内容等)

(1) 包括的新株発行プログラムの概要

包括的新株発行プログラムは、ドイツ銀行ロンドン支店との間で「株式買取基本契約書」を締結することにより、当該締結日から約6カ月の期間、総計3,200,000株を上限として、ドイツ銀行ロンドン支店に対する第三者割当による新株発行を可能とするものです。

本プログラムは、割当決議を行う日の前営業日の取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が最終特別気配値、最終連続約定気配値、若しくは当日の制限値段(ストップ安、若しくはストップ高)である場合、又は終値がない場合等を除いた一定の条件下におけるドイツ銀行ロンドン支店の当社普通株式の買取義務を定めたものであり、各回の第三者割当を実行するか否かは、下記(4)記載の割当制限事由に該当するか否かにより、該当した場合は、当社は、その時点で当該発行についての有価証券届出書を取下げたうえで、新規に有価証券届出書を提出して割当決議日及び払込期日を変更します。また、下記(4)割当単位の変更しに該当した場合は、その時点で当該発行についての有価証券届出書を訂正した上で割当数量を変更します。

本プログラムにおける割当対象株式最大3,200,000株は第1回から第4回までの割当により発行することができ、一回の割当数量は原則として800,000株とされていますが、下記(4)記載の割当単位の変更の条項により一回の割当数量が800,000株未満の株数となることがあります。この場合は本プログラムにおける割当株数の累計が3,200,000株以下となる限りにおいて、当社が平成26年12月12日(以下「割当決議期限」といいます。)までに行う取締役会決議に基づき、その時点で当該発行についての有価証券届出書を訂正したうえで新規に有価証券届出書を提出することにより、第5回以降の割当を行うことができます。

本プログラムに基づいてドイツ銀行ロンドン支店に割当てられる新株の発行時期(払込期日)については、本プログラム導入にかかる取締役会決議により以下の通りに定められており、第1回及び第2回の割当については、以下に記載の日に発行価格及び資本組入額の決定にかかる取締役会決議(以下「割当決議」といいます。)を行うことにより確定し、これに基づいて個別の株式買取契約が締結されました。第3-a回以降の割当についても、以下に記載の日に割当決議を行うことにより確定し、これに基づいて個別の株式買取契約が締結されます。

	割当決議日	払込期日
第1回割当	平成26年6月11日	平成26年6月27日
第2回割当	平成26年8月19日	平成26年9月4日
第3-a回割当	平成26年9月19日	平成26年10月6日
第3-b回割当	平成26年10月8日	平成26年10月24日
第4回割当	平成26年11月18日	平成26年12月4日

ただし、当社は、下記(4)記載の割当制限事由に該当した場合には取締役会決議により割当決議日および払込期日を変更すべく、その時点で当該発行についての有価証券届出書を取り下げたうえで新規に有価証券届出書を提出します。いずれの場合においても、割当決議日は割当決議期限を越えることはできず、払込期日は直前回の割当の払込期日の17日後の日以降のいずれかの営業日(株式会社東京証券取引所において売買立会が行われており、且つ本邦において一般に銀行が営業を行っている日をいいます。以下同じ。)となります(ただし、最終の払込期日は平成26年12月29日までとし、適用のある法令上払込期日とすることが認められる日に限られます。)

(2) 本プログラム導入の理由(メリット)

本プログラムは、機動的な資本調達、株主価値の希薄化抑制や将来株価上昇局面における資金調達実行という観点から、下記の4つの理由により、当社として最良の選択と判断いたしました。

新株発行枠の確保及び機動的な資本調達

包括的新株発行プログラムにより、当社は最大3,200,000株相当の割当可能株数枠を確保したうえで、一回当たり800,000株単位にて、当社の判断に基づく機動的な新株発行による資本調達が可能となります。

シンプルな設計「わかりやすさ」

単純な「第三者割当増資」による新株発行であり、各割当毎にその時点の時価に基づく発行価格にて、ドイツ銀行ロンドン支店に対し第三者割当による新株発行を行いません。転換社債や新株予約権のような転換及び行使請求といった概念は一切無く、また転換価額修正及び行使価額修正条項もありません。800,000株単位の割当を4回可能にするといったシンプルな包括的新株発行プログラムであり、既存株主やマーケットに対する「わかりやすさ」を強調した手法です。

真の「エクイティ・コミットメント・ライン」性

資金調達のタイミングを事前に予定しつつ、必要に応じて当社の判断により800,000株単位での割当を実行するか否かを決定でき、その時点の時価に基づく発行価格にて払込みが速やかに行われることを、割当先との間で事前に合意します。

当社による解約権

将来的に当該包括的新株発行プログラムによる資金調達ニーズの必要性がなくなった場合、もしくはそれ以上の好条件での資金調達手法が確保できた場合等、当社の選択により、追加的な費用を負担することなくいつでも解約することが可能です。

(3) 本プログラム導入のデメリット

当初に満額の資金調達は出来ない

本スキームの特徴として、当社による新株式の発行があって初めて、発行価額に発行株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、資金調達を完了するためには、複数回の新株式発行を行う必要があります。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るといった点において限界があります。

株価低迷時に、資金調達金額が減少する可能性

新株式の発行価額は各割当決議時に決まるため、割当時の株価によっては当初目標とする金額を調達出来ない可能性があります。

割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が取得した株式を市場等で売却することを前提としており、現在の当社株式の流動性も鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

(4) 新株式発行プログラムの概要

対象株式 当社普通株式

対象株式数 最大3,200,000株

対象期間 平成26年6月11日から平成26年12月12日(割当決議期限)まで

発行価額 個別の割当決議時における時価(1)の90%

割当単位の変更 対象期間中、当社が1回の取締役会決議により行うことのできる割当は1回に限られ、1回当りの割当株式数(以下「割当単位」といいます。)は800,000株とする。対象期間中、当社普通株式の1ヶ月平均出来高(2)が607,819株を下回った場合、割当単位は400,000株とする。その後1ヶ月平均出来高が972,510株を回復した場合には、割当単位は800,000株とする。対象期間中、当社普通株式の1ヶ月平均出来高が303,909株を下回った場合、割当は一時停止される。その後1ヶ月平均出来高が607,819株を回復した場合には、割当単位は400,000株とする。さらにその後1ヶ月平均出来高が972,510株を回復した場合には、割当単位は800,000株とする。いずれの場合においても、各回の割当における割当単位が割当単位上限を上回る場合には、当該割当における割当単位は割当単位上限とする。

割当単位上限 16億円を各回の割当の発行価格で除して得られる数以下で最大となる、対象株式の株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)における売買単位の整数倍。

割当制限事由 以下の場合には、当社は割当決議を行うことができない。

- (a) 金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合。
- (b) 割当決議を行う日の前営業日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値が最終特別気配値、最終連続約定気配値、若しくは当日の制限値段(ストップ安、若しくはストップ高)である場合、または終値がない場合。
- (c) 割当予定先が当社に対し、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載する借株を得られる見込みがない旨、または合理的な理由により割当予定先が当該割当に係る買取を行うことが困難である旨を、割当決議を行う日の前営業日中に通知した場合。
- (d) 割当決議を行う日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(最終特別気配値及び最終連続約定気配値を含む、いずれも無い場合は取引所が定める当日の基準値段)が前営業日の終値の90%未満である場合。
- (e) 当社が本新株式の発行に重大な影響を及ぼし得る事項の公表を行った日から2営業日以内である場合

割当予定先 ドイツ銀行ロンドン支店(3)

- 1 個別の発行決議時における時価とは、発行決議の前営業日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)をいいます。
- 2 1ヶ月平均出来高とは、対象期間中の任意の営業日において計算される、当該営業日の1ヶ月前の応当日(当日を含む。)から当該営業日の2営業日前(当日を含む。)までの間の各営業日の株式会社取引所における当社普通株式に関する売買立会による売買高(株数)の平均値(小数点以下第1位を四捨五入する。)をいいます。
- 3 法人としてのドイツ銀行がロンドン支店を通じて割当を受けることを明確にすべく、割当予定先についての記載は原則として「ドイツ銀行ロンドン支店」としております。

(5) 行使価額修正条項付き第9回新株予約権による資金調達との比較

平成26年1月27日発行の行使価額修正条項付き第9回新株予約権による資金調達は、新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができ、機動的な資金調達を図りやすい特徴を持ち、発行当時においては最良と考えられておりましたが、株価が下限行使価額を下回って推移した状況下、当初想定した金額の資金調達が困難であります。

本プログラムでは、資金調達のタイミングを事前に予定しつつ、必要に応じて当社の判断に基づき機動的な新株発行による資金調達が可能であるうえに、シンプルな設計によるわかりやすさが既存株主やマーケットからの理解を得られやすい点が大きな特徴であります。また、当社の資金需要や市場環境等を勘案した観点からもより望ましい方法であると考えております。

(6) 他の資金調達方法との比較

公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。

株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆる「MSCB」)の発行条件及び行使条件等は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。

行使価額修正型の新株予約権については、行使の制限や制限の解除のみが可能なスキームがあり、より機動的な資金調達を図りやすいと考えられる一方で、行使価額が修正されない状況に至った新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となること。

借入れによる資金調達は、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	ドイツ銀行 (Deutsche Bank Aktiengesellschaft) ()
	本店の所在地	ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タ ウヌスアンラーゲ 12 (Tausananlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 平成26年6月27日 (2013年度(自平成25年1月1日至平成25年12月31日)) 有価証券報告書(2013年度)の訂正報告書 平成26年6月27日
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社の普通株式124,366株(平成26年9月12日現在。総議決権数の0.26%)を保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

法人としてのドイツ銀行がロンドン支店を通じて割当を受けることを明確にすべく、割当予定先についての記載は原則として「ドイツ銀行ロンドン支店」としてありますが、当該記載箇所におきましては「直近の有価証券報告書等の提出日」との関連で記載する観点から当該記載を「ドイツ銀行」としてあります。

c. 割当予定先の選定理由

当社としては様々な資金調達先を検討して参りましたが、当社とドイツ銀行ロンドン支店とのあっせんを行うドイツ証券株式会社より提案を受けた本スキームによる資金調達方法が、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、株価動向及び資金需要動向に応じた機動的な新株発行による資金調達を達成したいという当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。本スキームと他の資金調達手法を比較した場合、例えば公募増資は当社が必要とする規模の資金を調達するためには短期間において大幅な希薄化が起これ、当社のニーズに合致するものではないと考えられます。なお、ドイツ証券株式会社から本スキームの提案を受けた経緯といたしましては当社決算説明会を契機とした当社資金調達ニーズに関する情報交換の機会があったことによります。また、ドイツ証券株式会社の提案を受けた理由については、当社株価が本新株予約権の下限行使価額を下回って推移することで資金調達が進まない現状を打破するスキームであると判断したためです。

その中で、ドイツ証券株式会社から提案を受け、別記「第1 募集要項、(募集又は売出しに関する特別記載事項)(包括的新株発行プログラムの内容等)」に記載した商品性や様々な手法で上場企業の資金調達をサポートしてきた過去の実績、世界各国に拠点を持ち、98千人規模の従業員を抱える等の割当先のグローバルネットワーク等を総合的に勘案して決定いたしました。

ドイツ銀行ロンドン支店は、下記「f. 払込みに要する資金等の状況」および「g. 割当予定先の実態」に示すように、今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有するものと認識しております。

(注) 本割当は、日本証券業協会会員であるドイツ証券株式会社のあっせんを受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割り当てようとする株式の数

ドイツ銀行ロンドン支店：400,000株

e. 株券等の保有方針

ドイツ銀行ロンドン支店は、本新株式について、投資銀行業務に基づく投資有価証券として保有し、市場動向に応じて適宜これを売却していく予定です。

なお当社は、各割当予定先が発行日より2年以内に本新株式を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面で報告する旨、当社が当該内容を株式会社東京証券取引所に報告する旨及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を得る予定です。

なお、本新株式の発行に伴い、割当予定先であるドイツ銀行ロンドン支店の関係会社であるドイツ証券株式会社は当社株主より当社普通株式について借株を行う予定です。ドイツ銀行ロンドン支店は、ドイツ証券株式会社より当該株式の借株を行い、ヘッジ目的で売付けを行う場合があります。ただし、各回の割当に関連するヘッジ目的の

売付けは、関連する割当決議が公表されてから行われることになり、ドイツ銀行ロンドン支店がかかる借株を用いて各割当の発行価格に影響を与える売付けを行うことはありません。

ドイツ銀行ロンドン支店およびドイツ証券株式会社は、本新株式の数量の範囲内でヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

f. 払込みに要する資金等の状況

ドイツ銀行ロンドン支店からは、本新株式の払込金額の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、ドイツ銀行の直近の財務諸表等から、連結純資産額は56,017百万ユーロ(約77,600億円、換算レート 1ユーロ138.53円(平成26年9月12日の仲値))(連結、平成26年3月31日現在、未監査)と確認しているほか、当該資金の払込みについては株式買取基本契約においてドイツ銀行ロンドン支店の義務として確約されることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g. 割当予定先の実態

ドイツ銀行は、その株式をドイツ連邦共和国内の各証券取引所及び米国ニューヨーク証券取引所に上場しており、ドイツ連邦共和国の行政機関であるドイツ連邦金融監督庁(Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht (BaFin))の監督及び規制を受けております。また、ドイツ銀行ロンドン支店は、イングランド銀行(Bank of England)(プルーデンス規制機構(Prudential Regulation Authority))及び英国金融行為監督機構(Financial Conduct Authority)の監督及び規制を受けております。

当社は、ドイツ連邦金融監督庁ホームページ、英国金融行為監督機構ホームページ、ドイツ銀行のアンニュアルレポート等で割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について確認しており、また本件の斡旋を行うドイツ証券株式会社の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社が取引執行を担う部門と顧客折衝を担う部門を分離する方法等を通じた情報隔壁を設けることによって金融機関として適切な情報管理態勢を保持しているものと判断しており、また同社並びにその役員が暴力若しくは威力を用い又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「反社会的勢力」といいます。)ではなく、かつ、反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

なお、当社とドイツ銀行ロンドン支店とのあっせんを行うドイツ証券株式会社は第一種金融商品取引業者、東京証券取引所の総合取引参加者である等により、同社並びにその役員が反社会的勢力ではなく、かつ、反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

払込金額につきましては、本第三者割当増資に関する取締役会決議の日の前営業日(平成26年9月18日)における株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社株式の終値の90%として決定される予定です。

上記払込金額は、割当先と十分に協議して決定したものであり、当社株式の価格変動が大きく、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していることにかんがみ、適当であると考えました。さらに、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案しても、当社の海外販路や国内外の研究開発分野拡大等による業容拡大および企業価値向上の実現を目的とした今回の資金調達は、当該ディスカウントを行っても、なお、事業戦略上不可欠であると考えます。また、上記払込金額の算定根拠は、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日制定)にも準拠しており、当該発行価額につきましては、特に有利な発行価額には該当しないと判断しております。

なお、当社監査役3名全員(うち社外監査役が3名)から、取締役会における上記算定根拠による払込金額の決定は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、日本証券業協会の指針も勘案して決定されていることから、割当予定先に対して特に有利ではない旨の見解を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

「(募集又は売出しに関する特別記載事項)(1)包括的新株発行プログラムの概要」に記載のとおり、新たに発行される当社普通株式の数は最大3,200,000株(議決権32,000個)であり、平成26年5月31日現在の当社発行済株式総数48,440,050株及び議決権個数484,287個を分母とする希薄化率は6.61%(議決権6.61%)に相当します。

また、ドイツ銀行ロンドン支店との間で株式買取基本契約書を締結した平成26年6月11日を起算日とした直近6ヶ月以内に行った第三者割当により発行した新株予約権の目的である6,000,000株(議決権60,000個)と本プログラムにより発行される新株式の数3,200,000株(議決権32,000個)の合計は9,200,000株(議決権92,000個)であり、平成26年5月31日現在の当社発行済株式総数48,440,050株から平成26年6月11日を起算日とした直近6ヶ月以

内に行った第三者割当により発行した新株予約権の目的である6,000,000株を差し引いた株数42,440,050株および議決権個数424,287個を分母とする希薄化率は21.68%（議決権21.68%）に相当します。

しかしながら、当該資金調達により、別記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途 (募集の目的及び理由)」に記載の通り、今後収益の向上を図り、企業価値の増大を目指していくこととしており、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

また、当社の株式の現在の流動性を考慮した場合、8月31日終値時点での1ヵ月の出来高は合計6,727千株、1日当たり平均320千株の出来高で推移しておりますため、上記発行数量は、市場で十分に消化可能であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

「(募集又は売出しに関する特別記載事項) (1) 包括的新株発行プログラムの概要」に記載のとおり、本プログラムに基づき新たに発行される当社普通株式の数は最大3,200,000株（議決権32,000個）であり、それらが全て同時に発行されたと仮定した場合の第三者割当後の大株主の状況は以下の通りです。ただし、「(募集又は売出しに関する特別記載事項) (1) 包括的新株発行プログラムの概要」に記載のとおり、本プログラムにおいて、本新株式は、第1回から第4回に分けて発行されるものであり、これらが全て同時に発行されることはありませんので、第三者割当後の大株主の状況は以下の記載と異なることがあります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
ニプロ株式会社	大阪府大阪市北区本庄西三丁目 9番3号	4,944,000	10.21	4,944,000	9.58
SBIインキュベーション株式 会社	東京都港区六本木一丁目6番1 号	4,223,350	8.72	4,223,350	8.18
ドイチェバンクアーゲーロン ド610 (ドイツ銀行ロンドン支店) (常任代理人 ドイツ証券株式 会社)	連合王国、ロンドン EC2N2DB グレートウィンチェ スターストリート1番、ウィン チェスターハウス	-	-	3,200,000	6.20
トランスサイエンス式ビー号投 資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6番1 号	1,909,550	3.94	1,909,550	3.70
中辻 憲夫	京都府京都市上京区	1,680,000	3.47	1,680,000	3.25
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1 号	995,900	2.05	995,900	1.93
横山 周史	神奈川県座間市	930,950	1.92	930,950	1.80
コスモ・バイオ株式会社	東京都江東区東陽二丁目2番20 号	750,000	1.54	750,000	1.45
トランスサイエンス式イー号投 資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6番1 号	522,950	1.08	522,950	1.01
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目 4-3	415,000	0.85	415,000	0.80
計	-	16,371,700	33.83	19,571,700	37.93

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成26年3月31日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。

2. ドイツ銀行ロンドン支店の「割当後の所有株式数」は、割当前の所有株式数に、本プログラムにより発行される新株式の発行数を全て保有するものと仮定して加算した数となります。ドイツ銀行ロンドン支店は、本プログラムにより発行される新株式の保有方針として、長期間保有する意思を表明しておりません。なお、独占禁止法第11条は、銀行業を営む会社は、原則他の事業会社（保険会社を除きます。）の発行済株式数の5%を超えて保有することはできない旨定めていますので、ドイツ銀行ロンドン支店は、原則として当社発行済株式の5%を超えて保有することはできません。

3. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は平成26年3月31日現在の所有株式数を基に、(1)ドイツ銀行ロンドン支店が本プログラムにより発行される新株式を全て保有し、かつ(2)本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合の数値となります。
4. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を切り捨てております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第12期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)平成26年6月27日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第13期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)平成26年8月12日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成26年9月16日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月30日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成26年9月16日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成26年8月8日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成26年9月16日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第16号の規定に基づく臨時報告書を平成26年9月11日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本届出書提出日(平成26年9月16日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本届出書提出日(平成26年9月16日)現在において変更の必要はないと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社リプロセル本店
(神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番11号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。